

JIS

圧縮空気－汚染物質の計測－ 第2部：オイルミスト含有量

JIS B 8392-2 : 2022

(ISO 8573-2 : 2018)

(JFPA/JSA)

令和4年8月22日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 迺 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.8.20 改正：令和 4.8.22

官 報 掲 載 日：令和 4.8.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本フルードパワー工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-5391)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 単位	2
5 参考状態	2
6 サンプルング方法の選択指針	2
7 試験方法 A—説明, 測定手順及び算出結果	3
7.1 試料採取機器及び試験方法の説明	3
7.2 サンプルング手順	4
7.3 試験結果の計算	7
8 試験方法 B—説明, 測定手順及び算出結果	7
8.1 サンプルング装置及び試験方法の説明	7
8.2 サンプルング装置配置	9
8.3 装置及びサンプルングディスクの準備	12
8.4 圧縮空気サンプルング手順	13
9 試験方法 B1 及び試験方法 B2 の分析手順	15
9.1 一般	15
9.2 試験装置	15
9.3 分析手順直線性確認	15
9.4 分析手順—オイル回収率	15
9.5 検出限界	16
9.6 試験結果の計算	16
10 結果の記録・報告	16
11 不確かさ	16
附属書 A (参考) 代表的な試験報告書	17
附属書 B (参考) 代表的な装置の配置及び寸法	18
附属書 C (参考) 試験方法 B の赤外分光分析及び試験結果の計算の例	22
附属書 D (参考) 試験方法 B の GC-FID 分析及び試験結果の計算の例	31
附属書 E (参考) 代替オイルミスト検出	43
解 説	45

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本フルードパワー工業会（JFPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8392-2:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 8392 規格群（圧縮空気）は、次に示す部で構成する。

- JIS B 8392-1** 第 1 部：汚染物質及び清浄等級
- JIS B 8392-2** 汚染物質の計測－第 2 部：オイルミスト含有量
- JIS B 8392-3** 第 3 部：湿度測定方法
- JIS B 8392-4** 第 4 部：固体粒子含有量の試験方法
- JIS B 8392-5** 第 5 部：オイル蒸気及び有機溶剤含有量の試験方法
- JIS B 8392-6** 第 6 部：ガス状汚染物質含有量の試験方法
- JIS B 8392-7** 第 7 部：微生物汚染物質含有量の試験方法
- JIS B 8392-8** 第 8 部：質量濃度による固体粒子含有量の試験方法
- JIS B 8392-9** 第 9 部：質量濃度による水分含有量の試験方法

圧縮空気—汚染物質の計測— 第 2 部：オイルミスト含有量

Compressed air—Contaminant measurement—Part 2: Oil aerosol content

序文

この規格は、2018 年に第 3 版として発行された ISO 8573-2 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、圧縮空気に一般的に存在するオイルミスト及び液状オイルのサンプリング方法及び定量分析の試験方法について規定する。オイル蒸気の試験方法については、JIS B 8392-5 に規定しているため、この規格の適用外とする。

試験方法 A 及び試験方法 B の二つの異なる方法について規定する。また、試験方法 B は、分析用のオイルの量を取得する手順を明確に区別するために、二つに分けて規定する。

試験方法 A は、インラインコアレスリングフィルタを使用したオイル捕集によって測定する方法を規定し、試験方法 B は、ホルダ内のサンプリングディスクを利用し、そこから捕集したオイルを溶剤で抽出し、赤外分光法又は水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフによって分析する方法を規定する。

この規格には、インジケータタイプのデバイスの使用による代替オイルミストの検出方法も含む（附属書 E 参照）。

注記 1 対応国際規格で、“oil aerosol”としている用語は、この規格では我が国で一般的に用いられている“オイルミスト”に置き換えている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 8573-2:2018, Compressed air—Contaminant measurement—Part 2: Oil aerosol content (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 8392-1 圧縮空気—第 1 部：汚染物質及び清浄等級